

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

3. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(1) わが国や他の交渉参加国が既に締結した FTA・EPA による自由化の実現状況、製品毎の国際競争力の現状、さらには資源・食料の多くを海外に依存するわが国の現状を踏まえ、物品市場アクセス交渉に戦略的に取り組むべきである。

(2) 他国が FTA・EPA を通じてわが国を上回る市場アクセスを享受している場合、わが国の製品に対する公平な競争条件の確保の観点から、該当製品の早期の関税撤廃が必要である。

[撤廃が求められる関税の例]

2-1 米国向け自動車・自動車部品、家電、履物、衣料品、綿織物

2-2 オーストラリア向け自動車・自動車部品、家電

2-3 ニュージーランド向け鉄鋼、家電

(3) 締結済みの FTA・EPA では成し得なかった関税の撤廃が必要である。

[撤廃が求められる関税の例]

3-1 ベトナム向け自動車・自動車部品、鉄鋼

(4) わが国が強みを持つ製品の関税の撤廃が必要である。

[撤廃が求められる関税の例]

4-1 環境物品 (APEC における環境物品の自由化の取り組みを拘束力のある形で拡大)

4-2 医療・ヘルスケア製品

(5) 資源・食糧の輸出制限の禁止や資源・食料の輸出に関する輸出税の禁止規定を設けるべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

5-1 わが国が締結した FTA・EPA には資源・食料の輸出制限に関する規律が存在するものもあるが、例えばブルネイとの EPA では、規制導入時に契約関係に対する影響を最小化する努力義務等を規定するにとどまる。

5-2 西オーストラリアでは、生産される LNG の一定量のガス埋蔵量を国内に優先供給することが義務付けられている。